

加入金徴収取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市水道事業給水条例(昭和35年豊中市条例第23号。以下「条例」という。)第35条の2第6項の規定に基づき、加入金の徴収において運用上補足すべき内容があるため必要な事項を定める。

(納入通知書の発行と納付)

第2条 加入金は、給水装置工事申込み(以下「申込み」という。)における設計審査の承認後に、給水装置工事申込者(以下「申込者」という。)に納入通知書を発行し、徴収するものとする。

2 加入金は、一括納付するものとする。

(算定方法)

第3条 新設給水装置に係る加入金(以下「新設加入金」という。)は、申込みにおいて、条例第35条の2第1項及び第2項各号の規定に基づき算定する。

2 既設給水装置に係る加入金(以下「既設加入金」という。)がある場合は、新設加入金と既設加入金との差額とする。なお、既設加入金が新設加入金よりも大きい場合、その差額は還付しない。

(既設加入金)

第4条 既設加入金は、当該給水装置工事申込書(以下「台帳」という。)に記載されている土地(一般的に建築物がある場合は建築確認申請土地)に付随するものであり、他の土地に転用することはできない。

2 土地を分割するなどの場合で、利害関係者から既設加入金について分配の申出があった場合は、申込みに先だって、これを分配することができる。

3 前項の場合、分配することのできる金額は、条例第35条の2第1項に規定するものとする。

4 既設加入金は、台帳より条例第35条の2第1項及び第2項各号の規定に基づき算定する。

5 前項の規定で、台帳より既設加入金を算定し難い場合は、料金データ等上下水道局が保有する資料をもって勘案するものとする。

6 既設給水装置の給水方式が受水槽式で、前項の規定によっても建物の各階平面図と業態が確認できない場合は、建築確認書の図面を基に各階平面図と業態を把握する。

7 既設加入金について疑義が生じた場合、申込者は確度の高い情報をもって水道事業管理者(以下「管理者」という。)に申出を行い協議することができる。

(加入金の保全)

第5条 メーターの設置を伴わない給水装置(末端に止水栓を設置する引込管)を設置する申込みで、当該申込者から既設加入金の保全の申出があった場合、メーター設置の伴う申込みがされるまでの間、これを保全することができる。

2 前項の場合で、1の土地を複数に分割し、それぞれの区画にメーターの設置を伴わない給水装置を設置する場合に保全することのできる金額は、条例第35条の2第1項に規定するものとする。

3 前2項で保全する加入金は、申込みに添付する施工図に明確に示さなければならない。

4 既設給水装置を撤去する申込みに先立ち、土地所有者(給水装置所有者)から既設加入金の保全の申出があった場合、次の各号に該当すると管理者が認めるものについては、メーター設置の伴う申込みがされるまでの間、既設加入金を保全することができる。

- (1) 利害関係に伴い既設給水装置を撤去する場合。
- (2) 一時的に既設給水装置の撤去を必要とする場合。

(加入金の追徴・還付)

第6条 既納の加入金を追徴又は還付することができる場合は次の各号のとおりとし、当該各号に定める額とする。

- (1) 申込者が、加入金納入後しゅん工検査前に工事の申込みを取消した場合は全額を還付する。
- (2) 加入金納入後しゅん工検査前に工事内容の変更により、当該加入金に変更が生じた場合、差額を追徴又は還付する。
- (3) 新設又は増径しようとする給水装置が一時的な使用に供する仮設のものであると管理者が認めたもので、しゅん工検査後2年以内に撤去した場合は全額を還付する。

(細目)

第7条 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。